

札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部

教育後援会 奨学金規程

(目 的)

第1条 この規程は、学生の学業継続が困難となる者に対し奨学金を給付することによって、会員の相互扶助を図ることを目的とする。

2 この規程に基づく制度は、「教育後援会奨学金制度」と称する。

(申請資格者)

第2条 この制度による奨学金の給付を申請できる者は、次の各号のとおりとする。

(1) 会員の死亡が生じた配偶者またはその会員の子で本学在学学生

(2) 会員の高度障害（ただし精神障害を除く）が生じた配偶者またはその会員の子で本学在学学生

2 会員の死亡日または高度障害が生じた日が、申請日からさかのぼって1年以内かつその会員の子の在学期間内に限り、申請できるものとする。

3 この制度の対象となる高度障害は、次の各号のとおりとする。

(1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの

(2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの

(3) 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの

(4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

(5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

(6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

(7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

(給 付 額)

第3条 この制度により給付する金額は、申請があった年度の授業料の25%とする。

2 申請日が標準修業年限を超える学期に相当する場合は、1学期分の授業料の25%とする。

(申請手続)

第4条 この制度を受けようとする者は、次の各号の書類を事務局財務課へ提出するものとする。

(1) 教育後援会奨学金制度申請書（所定用紙）

(2) 会員の死亡または高度障害を証明する書類

(承 認)

第5条 申請があったものに対しては、事実確認のうえ、評議員会がこれを承認する。

2 評議員会は、前項の承認を学長に委託することができる。

(支 給)

第6条 奨学金は、承認後速やかに支給する。

2 給付額を一括して支給する。

(事 務)

第7条 この制度にかかる事務は、法人本部財務課が行う。

(改 廃)

第 8 条 この規程の改廃は、評議員会の議を経て会長が決定する。

附 則

この規程は、2019年 4 月 1 日から施行する。